

つくば市指定管理者候補者の選定に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、別に定めるもののほか、つくば市指定管理者候補者選定検討会議（以下「検討会議」という。）における指定管理者候補者（以下「候補者」という。）の選定に関し必要な事項を定めるものとする。

(採点表)

第2条 検討会議における候補者の審査及び選定に当たっては、別紙1の採点表を用いるものとする。

2 審査項目の配点は原則として5段階評価とするが、特に必要と認める審査項目については7段階評価を用いることができるものとし、施設の特性や設置目的に応じて適切に定めるものとする。

(実績評価表)

第3条 現指定管理者が指定管理業務を行っている施設又は当該施設と類似する施設に申請した場合、施設所管課は、これまでの管理運営の実績を別紙2の実績評価表を用いて総合評価を行い、検討会議に報告するものとする。

2 前項の総合評価を、実績評価による加減点として採点表に反映させるものとする。

(検討会議による承認)

第4条 採点表における各審査項目の配点及び実績評価による加減点については、検討会議の承認を得るものとする。

(基準点)

第5条 指定管理者として施設の管理運営業務を行う能力を有するか否かを判断するために、基準点を設ける。

2 基準点は、各審査項目の配点の中間値の合計とする。

3 委員の過半数が基準点に満たないと評価した申請者については、候補者として

選定しない。

(選定方法)

第6条 候補者を選定するに当たりヒアリング等を行い採点を実施し、候補者を選定するものとする。

2 候補者の選定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる方法とする。

(1) 申請者が1者の場合 各委員は、基準点を満たした者を適とし、委員の過半数が適と認めた場合に候補者を選定する。適否同数のときは、委員の協議により選定するものとする。

(2) 申請者が2者以上の場合 各委員は、基準点を満たした者に対し合計点数による順位付けを行う。同点により第1順位となる者が2者以上となった場合にはいずれの者も第1順位とし、全委員において第1順位の最も多い者を選定する。なお、全委員における第1順位が最も多い者が2者以上あるときは、次の順序により比較し、順位を決定するものとする。

ア 全ての審査項目の全委員の合計点数の合計

イ 7段階評価の審査項目の全委員の点数の合計

ウ 施設の運営(1)、施設の運営(2)、施設の運営(3)、管理運営に関する収支予算及び自主事業の内容・収支予算の5つの審査項目の全委員の点数の合計

附 則

この基準は、平成28年8月9日から施行する。

つくば市〇〇〇〇〇 指定管理者候補者選定検討会議 採点表

配点

5： 1=好ましくない 2=普通より劣る 3=普通 4=普通より優れている 5=優れている

7： 1=好ましくない 2=普通より劣る 3=普通よりやや劣る 4=普通 5=普通よりやや優れている 6=普通より優れている 7=優れている

審査項目		指定申請書の様式	配点	中間値
1	管理運営上の経営方針 ※事業計画が、設置目的と合っているか	様式第2号		
2	安全・安心面からの対応 ※管理運営の具体策など特徴的な対応が図られているか ※来館者の安全対策, 事故防止に配慮されているか	様式第2号		
3	施設管理の実施 ※業務に対応できる職員が配置されているか ※職員の研修計画, 経理などが考慮されているか	様式第2号		
4	施設の運営(1) ※募集要項, 仕様書に指定された業務が網羅されているか ※上記の業務内容に, 独自のアイデア等が加えられているか	様式第2号, 様式第3号(1)(2) 積算内訳		
	施設の運営(2) ※サービス向上の方策や利用者の要望の把握と実施策, トラブルの未然防止と対処方法が考慮されているか ※利用者増加の具体的方策が考慮されているか(利用促進策)	様式第2号 様式第3号(2)		
	施設の運営(3) ※地域や他施設との連携等が考慮されているか ※平等な利用の確保が図られているか	様式第2号 様式第3号(2)		
5	個人情報の保護 ※内部規約の整備や実施基準等が考慮されているか	様式第2号		
6	緊急時の対応 ※防犯及び防災の対応, その他緊急時の対応策が考慮されているか	様式第2号		
7	団体の理念 ※団体の経営方針や今回の申請理由が, 施設の設置目的と合っているか	様式第2号		
8	環境への配慮 ※施設の管理や運営及び自主事業等において, CO2削減方策等, 環境への配慮が十分なされているか	様式第2号, 様式第3号(1)(2) 積算内訳		
9	管理運営に関する収支予算 ※仕様書にある必要経費や人件費, その他の経費が見込まれているか ※収支計画に無理はないか ※合理的な経営により経費の縮減が図られているか	様式第3号(1) 積算内訳		
10	自主事業の内容・収支予算 ※自主事業の目的・内容が, 管理運営の基本方針に合っているか ※多彩な内容の自主事業となっているか ※適切な料金や参加人数, 経費等事業を着実に実行できる計画内容か	様式第3号(2)		
11	経営状況等 ※安定した管理運営を行なえる経営基盤を有しているか ※安定した管理運営を行なえる人的能力を有しているか	様式第4号, 活動状況, 事業報告書, 収支決算書, 納税		
12	団体の事業内容による管理運営の妥当性 ※団体の事業内容等が施設の設置目的と合っているか ※過去に同種又は, 類似業務の実績があるか	様式第4号, 定款等活動状況, 事業報告書		
13	職員の労働環境等 ※労働関係法令が遵守されているか	様式第2号, 積算内訳, 労働環境確認シート		
14	その他, 総合的に見た熱意等			
15	実績評価による加減点(-5, -3, 0, 3, 5)	実績評価表		
合計点数				(基準点)
適・否				

つくば市指定管理者実績評価表

(※指定管理業務等により適宜加除して使用する。)

所管課	
-----	--

1 指定概要

施設名	
所在地	
指定管理者	
指定期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで(年間)
評価対象期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

2 運営実績

	目標・計画等	実績	原因・指示・勧告等
利用者数・稼働率等	目標・計画等が年度別にあれば年度別に記入	必ず年度別の実績を記入	原因・指示・勧告等が年度別にあれば年度別に記入
自主事業 (講座・セミナー等)	同上	同上	同上
利用者の満足度、苦情等	同上	同上	同上
収支状況	同上	同上	同上

3 評価結果

	評価項目	調査書類	評点
(1) 管理状況	適切な管理の履行 ※ 協定や事業計画に沿った管理が適切に履行されているか。 (清掃, 警備, 保守点検, 環境配慮等) ※ 職員配置は適切か。 ※ 職員教育, 育成は適切に行われたか。 (就業規則, 待遇等研修, 法令, 情報管理等)	事業計画書 定期報告書 事業報告書 研修資料 業務日誌 点検記録 等 (現地調査)	
	法令遵守 ※ 法基準に則った保守・管理及び監視, 測定を実施したか。 ※ 個人情報保護及び情報公開は適切に行われたか。	測定等資料 内部規約 等 (現地調査)	
	安全性の確保 ※ 来館者の安全対策, 事故防止策は適切であったか。 ※ 防犯及び防災, その他事故等緊急時の体制, 対応は十分であったか。 ※ 消防訓練は実施されているか。 ※ 事業者の責めに帰す事故が発生したか。	内部規約 業務日誌 事故報告書 (現地調査) 消防計画 等	
	【評価の理由】		
(2) 運営状況	平等利用及び利用促進策等 ※ 平等・公平な利用に配慮されていたか。 ※ 仕様書に指定された事業及び事業者の自主事業が計画通り実施されたか。 ※ 施設の設置目的に応じた広報や利用者への情報提供を適切に行ったか。	受付簿等 仕様書, 事業計画書 事業報告書 HP, チラシ等 (現地調査)	
	利用者サービスの状況(満足度) ※ 利用者の意見を把握し, それらを反映させる取組がなされているか。(開館日, 開館時間, 利用料金等) ※ 利用者からの苦情やトラブルに対し, 適切に対応したか。 ※ 利用者アンケート等の結果, 施設利用者の満足が得られているか。	事業計画書 事業報告書 業務日誌 アンケート 等 (現地調査)	
	利用実績 ※ 利用者数・利用料金収入は, 事業計画どおりか。 (導入前との比較, 導入後の推移等)	事業計画書 定期報告書 事業報告書 等	
	【評価の理由】		
(3) 収支状況	収支状況 ※ 管理経費を縮減するため, 効果的・効率的な執行がなされたか。 ※ 利用料金収入を確保するための方策は適切であったか。 ※ 収支計画は, 計画どおり達成されたか。	事業計画書 定期報告書 事業報告書 等	
	【評価の理由】		

【総合評価】

合計得点	評価ランク
【評価の理由】 ※評価を踏まえ、翌年度の指導方針も記載する。	
次回募集に向けた実績評価では、募集要項(仕様書)の変更すべき点等も記載	

※添付書類 (※適宜加除して使用する。)

月別施設別利用者数一覧, 月別施設別稼働率一覧, 自主事業実績, 利用者満足度調査(アンケート調査等)結果, 苦情一覧, 収支報告書

【評価の基準】

- 4: 目標や計画を大幅に上回る素晴らしい成果があがったもの
- 3: 目標や計画を上回る成果があったもの
- 2: 目標や計画どおりの成果があったもの
- 1: 工夫や改善は認められるが, 結果的に目標や計画を下回っており, さらなる努力が必要なもの
- 0: 目標や計画を下回っており, (所管部署の指導にもかかわらず,) 工夫, 改善が足りないもの

【総合評価の基準】

- S: 総合的に評価した結果, 特に優れていると認められる
(0点の項目が無く, 合計点が25点以上)
- A: 総合的に評価した結果, 優れていると認められる
(0点の項目が無く, 合計点が21~24点)
- B: 総合的に評価した結果, 適正に運営されていると認められる
(0点の項目が無く, 合計点が14~20点)
- C: 総合的に評価した結果, さらなる努力が必要であると認められる
(0点の項目が無く, 合計点が9~13点)
- D: 総合的に評価した結果, 改善すべき点があると認められる
(合計点が8点以下)

【採点表へ反映させる加減点】

上記総合評価の基準により, 下表の加減点を採点表へ反映させる。

- S: 5点加点
- A: 3点加点
- B: 0点
- C: 3点減点
- D: 5点減点